

2026年7月31日

大樹生命保険株式会社

「令和8年熊本地震」の被災者の方々に対する各種特別取扱いについて

このたびの「令和8年熊本地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 原口 達哉）は、今回の「令和8年熊本地震」の被災者の方々を支援するため、下記のとおり対応を実施します。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申しあげます。

記

1. 保険料のお払込みについて

このたびの災害の影響によりご契約の保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、保険料のお払込みに関する期間を最長6カ月間延長します。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

保険金・給付金・契約者貸付等のお手続きの際、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをします。

被災地の事情により入院することができず、災害避難所内の臨時施設等で受療されたことを医師が証明したときは、入院による受療とみなして給付金をお支払いします。

3. 地震による免責条項の不適用について

被災されたお客さまのご契約については、地震による免責条項は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いします。

4. 入院給付金の特別取扱いについて

＜今回の災害によりケガで入院された方への対応＞

給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所が発行した診療明細書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いします。

被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いします。

＜今回の災害により必要な入院治療を受けられなかった方への対応(ケガ、病気を含む)＞

被災地では、病院が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要なお客さまが、当初の予定より早い退院を余儀なくされる場合や、入院できずに自宅・避難所等で療養される場合が想定されます。このような場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いします。

＜お問合せ先＞

大樹生命お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9：00～18：00

（土・日・祝日・年末年始（12／31－1／3）を除く）

以 上